

第169回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時	平成26年6月24日(火)
	午前10時00分～午前11時00分
場 所	群馬会館 広間(一階)

第169回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成26年6月24日(火) 午前10時00分～午前11時00分
- 2 場 所 群馬会館 広間(一階)
- 1 出席委員 丸山和貴、小林 享、小山 洋、深澤淳志(代理 箕浦宏和)
末松広行(代理 三宅祥司)、岩井 均、あべともよ、高田勝浩
金井康夫、柴田正夫
- 4 欠席委員 原田寛明、田中麻里、木村 榮、日垣由美、宮前鍬十郎
- 5 事務局幹事出席者
都市計画課 中島課長、浅田次長、松岡次長
- 6 議案
第1号議案 桐生市都市計画道路の変更(3・5・22号幸橋線)について
第2号議案 館林都市計画区域区分の変更(明和工業団地(西)地区)について
- 7 議事概要 別紙のとおり

第169回群馬県都市計画審議会 議事概要

1 開会

(事務局)

それではお待たせしました。定刻より若干早いですが、皆様おそろいになりましたのでただ今から、第169回群馬県都市計画審議会を開会いたします。私、群馬県都市計画課長の中島でございます。よろしく願いいたします。まず、委員の皆様の出席状況について、ご報告いたします。本日、ご出席をお願いいたしました委員の皆様は15名でございますが、現在10名出席されております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による定足数の2分の1以上に達しておりますので、本会が成立していることをご報告申し上げます。なお、今回の審議会は、お手元にお配りいたしました次第に沿って進めさせていただきます。それでは、最初に委員の異動報告を行います。

(事務局)

そうしましたら、お手元に配布の群審報第101号をご覧いただきたいと思います。身分資格のところで関係行政機関の職員、関東農政局長さんに末松さまが就任されました。群馬県議会議員のところで岩井議員、あべ議員、高田議員、金井議員が就任されました。市町村の議会の議長を代表するものとしまして、高崎市議会の柴田議長様が就任されました。以上です。

(事務局)

それでは開会にあたりまして、丸山会長からご挨拶をお願いいたします。

(丸山会長)

本日は第169回になりますが、群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方にはお忙しいところお集まり頂きましてありがとうございます。本日の議案は、お手元の次第の通り審議事項二件でございますので、よろしくご審議お願い申し上げます。

(事務局)

それではこれより議事に入らせていただきます。丸山会長よろしく申し上げます。

(丸山会長)

本日の議案は先ほど申し上げましたとおり、審議事項二件でございます。

議事の進め方でございますが、今回の二議案は、それぞれ単独上程といたしますので、よろしく願いいたします。

議案の説明は、幹事からいたしますので、御了承をお願いいたします。

議事に先立ち、議事録署名人二名を指名させていただきますので、御了承ください。

今回については、小林委員さんと小山委員さんをお願いいたします。

次に、議案の審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについての御検討をお願いしたいと思います。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

本日上程のいずれの議案も、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、議事運営規則第十二条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(丸山会長)

ただ今のご説明のとおり、本日の議案については、いずれの議案も公開ということによろしいでございますでしょうか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

それでは御異議もないようですので、本日の審議については、事務局の提案どおり公開とし、いずれの議案も傍聴を認めることとします。事務局は傍聴者を入場させてください。

(傍聴人・報道関係者入場)

(丸山会長)

それでは事務局から、本日の傍聴者について御報告願います。

(浅田次長)

本日の傍聴者でございますが、一般の傍聴者が0名、報道関係者が1名でございます。

(丸山会長)

傍聴者の皆様には、先程事務局からお配りいたしました「傍聴要領」をよく読み、遵守して下さい。

報道関係の方については、ただ今より写真撮影などを許可いたします。

(写真撮影)

(丸山会長)

それでは、議案の審議に入ります。

第一号議案「桐生都市計画道路の変更について」を協議いたします。事務局から説明を求めます。

第一号議案 桐生市都市計画道路（3・5・2 2 幸橋線）の変更について

(事務局)

それでは、議案の方の説明をさせていただきます。私、都市計画課の次長をしております大塚です。よろしくお願いいたします。

それでは、第一号議案「桐生都市計画道路 3・5・22号幸橋線の変更について」ご説明をいたします。添付図面の図-1又はこちらのスクリーンを御覧ください。

まず位置関係をご説明いたします。JR両毛線と桐生駅をグレーで示しております。(都)幸橋線は、桐生市中心市街地の北を東西に通ります、青色で示しました(都)山手線から(都)広見線へ接続する間で、今回道路計画を変更する約145m区間を赤色でお示しをしております。青色の区間につきましては、道路計画を変更しない区間としてお示しをしております。本議案については、図面中央部にお示しをしました、桐生市中心市街地の北側に位置します伝統的建造物群保存地区内の通過交通の緩和のために、平成25年1月に、(都)本町線の都市計画決定を一部廃止し、主交通を(都)中通り線等へ分散することを都市計画道路網の見直しを行ったところでございます。このことによりまして、(都)幸橋線の交通量増大を想定いたしまして、このたび安全で円滑な通行環境を確保するために、今回の交差点の変更を行うものでございます。

計画書、変更理由はお手元の議案書2ページをご覧ください。

変更理由を含めまして具体的な内容につきましては、変更区間を後ほど拡大をしてご説明いたします。

それでは添付図面の図-2計画図又はこちらのスクリーンを御覧ください。赤くお示しをしました区間が、今回変更する区間となっております。

(都)幸橋線は、当初、戦前の昭和12年に幅員11mということで都市計画決定されています。図で黄色でお示ししました当該区間は、その後の、昭和41年に幅員12mということで、都市計画決定の変更を行っております。その後は現在に至っているということでございますが、交差点部分におけます渋滞の緩和、それと通行の円滑化を図ることを目的としまして、工事実施に先立ち行いました検討に基づきまして、今回計画を見直そうとするものでございます。

次に添付図面の図-3またはこちらのスクリーンをご覧ください。変更区間を、拡大図にてご説明いたします。変更前を黄色で、変更後を赤色でお示しをしております。(都)中通り線と本都市計画道路の交差点部に今回右折レーンを設置をしまして、安全で円滑な通行環境を確保することで、渋滞を緩和することを目的としているものでございます。

それでは次に添付図面の図-4又はこちらのスクリーンを御覧ください。ただいま説明をいたしました、第1号議案につきましては、今回の変更に伴い、都市計画道路の原案に住民意見を反映するため閲覧に供しまして、公述人の募集公募を行いました。公述の申出はございませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成26年4月8日から22日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上で第一号議案の説明を終わりにします。よろしくご審議の程、お願いをいたします。

(丸山会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、ただいま説明のありました本案に関しまして、御質問なり御意見があればお願いします。

(しばらく様子を見て意見なし)

(丸山会長)

それでは御質問もないようですので御意見伺います。本案について、原案のとおり決定で、御異議ございませでしょうか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

異議のないものと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、第二号議案「館林都市計画区域区分の変更 明和工業団地西地区について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

第二号議案 館林都市計画区域区分の変更（明和工業団地（西）地区）について

(事務局)

それでは続きまして、第二号議案「館林都市計画区域区分の変更 明和工業団地西地区について」ご説明をいたします。

お手元の議案書3ページとあわせて、スクリーンの図-1を御覧下さい。なお、図-1につきましては事前に配布しております添付図面から今回国道122号館林明和バイパスの明示につきまして、一部追加修正をさせていただいております。ご了承をお願いします。第二号議案は区域区分の変更、いわゆる線引きの見直しとなっております。

はじめに位置関係をご説明させていただきます。図面上の緑色の線が東北自動車道、また青色の線が東毛広域幹線道路と国道122号でございます。それから国道122号館林明和バイパスの事業中箇所につきましては、赤色の点線にてお示しをしております。

今回、都市計画区域区分を変更する箇所につきましては「変更区域」とお示しをしております赤線で囲まれた区域でございます。東毛広域幹線道路から館林インターチェンジへと接続する国道122号館林明和バイパスに近接する既存工業団地に面した区域となっております。この赤線で囲まれた区域5.2haを明和工業団地西地区として、新たに市街化に編入しようとするものでございます。

それではお手元の議案書4ページを御覧下さい。

議案書のご説明をいたします。

「館林都市計画区域区分を次のように変更する。」「1 市街化区域及び市街化調整区域の区分」「計画図表示のとおり」とありますが、こちらは先ほどの変更区域を拡大して、後ほど説明をいたします。

「2 人口フレーム」ですが、市街化区域の拡大にあたりましては、「人口フレーム方式」と言われます手法をとっており、「市街化区域に収容する人口」を都市計画に定めることとさ

れています。「表」の説明でございますけれども、基準年となります平成17年の国勢調査時点では、館林都市計画区域の市街化区域内人口は7万1千3百人でございますが、目標年次となります10年後の平成27年の市街化区域内人口は、6万8千1百人に減少すると予測をしております。しかし一方で、現在の市街化区域内に居住可能な人口は、人口密度と居住可能な面積から7万2千2百人になると計算をされております。想定される市街化区域内人口の方が下回る結果となっております。そのために、今回は想定される市街化区域内人口が全て市街化区域内に居住可能であるため、保留する人口につきましては0人としてございます。住宅地の拡大の場合につきましては、この「保留する人口」の範囲内において市街化区域の拡大を行うことになるわけでございますけれども、今回につきましては、工業用地の拡大ということでございますので変更についてはございません。それから下段に「理由」が記してございますけれども、こちらは添付図面の図-2の計画図又はスクリーンを御覧下さい。変更区域を拡大した計画図にてご説明をいたします。

赤線で囲まれました区域が、今回の変更する区域でございます。北側および西側に既存工業団地、南側には町道で囲まれた区域となっております。既存工業団地につきましては、館林都市計画区域マスタープランにおいて、工業用地を拡張し、工業系の新市街地の形成を目指す「産業拠点」として位置付けられております。今回、本区域において、群馬県企業局による工業団地造成の実施が確実になりましたことから、本区域をおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、市街化区域に編入するものとなっております。

添付図面の図-3参考図又はこちらのスクリーンを御覧下さい。土地利用計画についてご説明をいたします。

黄色でお示しました範囲を工業用地として4.6ha利用いたします。周辺に道水路および南側に紫色でお示しました調整池、緑色でお示した公園を配置する計画となっております。

次に添付図面の図-4参考図又はこちらのスクリーンを御覧ください。用途計画をご説明いたします。

本区域につきましては、既存工業団地に、新たに工業団地を造成していくために、産業に特化した工業専用地域の指定を予定しております。容積率は200%、建ぺい率は50%と、周辺の工業専用地域と同様に指定される予定となっております。

それでは次に添付図面の図-5参考資料又はスクリーンを御覧ください。ただいまご説明をいたしました、第二号議案につきましては、今回の変更に伴い、都市計画の原案を、住民意見を反映するための閲覧に供しまして、公述人の公募を行いました。公述の申出はございませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成26年5月16日から30日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で第二号議案の説明を終わりにします。どうぞご審議の程、よろしく願いいたします。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました本案に関しまして御質問、御意見があればお願いいたします。

(小林委員)

線引きの見直しについては、総合計画にも計画されていて妥当なものかと思えますし、他の事業が実施されるということで課長さんもと思えますが、1点図-3を開いていただきまして、ここで計画されている土地利用計画図を拝見いたしますと、例えば当面面積0.2 ha でまあ街区公園の標準的な0.25 ha にも満たないということと、それからですねこの種の工業団地の私の記憶では、工場労働者のためのですね元々の発想がそういう人たちのための、まあ用地であるという発想だったんだと思うんですね。基本的に、で、そういう発想も変わっているということと、それからそこに公園を作った時にどなたが利用するのかなということとして、しかも標準的な街区公園の面積にも満たないという形で、しかもその横に調整池が。たぶんあのいろんなところで見かけるあの、小さい公園の雑草が生い茂ったような形で存在する利用する者もないということで、単にあの条件を満たすということで公園の面積を確保したということであれば、例えばこれは防災機能にも適用できるような規模の公園ではありませんし、例えばあの線状公園といいますかね、緑化を考えた公園をどこぞの各地に配置するとか、あるいは遮へい効果を考えた緑地を計画するとかそういう発想がもう今の時代感覚では大事なものでないかと思うんですね。ということで、この土地利用計画図の用地の配置がですね決定したものでないかと思えば、もう一つひとひねりいただいて、効果的な都心に合う効果的なですね、緑地の形態・配置を考えられるのがよろしいのではないかというふうに思うのが私の意見です。

(事務局)

貴重な御意見ありがとうございます。正直どういうふうにこの考え方というのもちよつと自分の手元に資料がないものであれなんですけれども、おそらくあの工業団地組の委員もおっしゃってたように今回の・・・

(中島課長)

今の件ですけれども、市街化区域の編入にあたりまして工業団地を造成する場合には3%以上の一応公園を設けるというような規定がございまして、これあの線引免除という必ず3%ということではないんですけれども、そういう規定に基づいて公園を作っておると。それと調整池につきましては、今農地になっておりますのでこれが工業団地になりますとそこに今まで水がある程度雨の時溜まっていたものが、今度急にその近くの河川、護岸に流れ出ますのでそういう意味で調整池を設けるということになっております。調整池の方は当然下流にですね洪水を汚さないような形での調整池ということになっております。公園につきましては今小林委員の方からおっしゃられましたように、その公園を誰が使うのかというのは当然今も工業団地内にいろいろと公園があるんですけれども、そういう問題も出ておりますので、これ企業局が造成しますので、もう一度企業局の方にですね公園の配置についてはもう一度検討していただけるようにですね、委員の趣旨を踏まえてですねまた企業局の方にも申し入れたいと思います。

(丸山会長)

他にはどうでしょうか。

(高田委員)

今のちょっとお話の続きなんですけど、今あの先生の方から調整池の話をされました。よくあるのが自然を守るという形態の中で、篠なんかをそのまま残していくと、そうなるってくと周辺の環境に非常にですねあまり良い影響が出てないというのが現状です。例えば洗濯物を干すにしても、まったく干せないようなちょっと生い茂りすぎて。そこであの除草っていうことになると、農薬を使わないで手摘みでやるっていう例がありますが、労力もかかりますし、また一方で周辺環境にもまったく違った影響があるということなんですけど、先ほど先生の方で質問されていた中にそのことがちょっと答弁でぬけていたもんですから、ちょっとその池の周辺の環境のとか使い方にも活用について、ちょっと私も伺いたいなと思いました。

(事務局 中島課長)

調整池を作った場合にですね、一つはほとんど活用せずですね調整池としてそのまま置いてきまして、大雨の時は中に水が入ると。それで今回の場合ちょっとまだどこが管理するか決まってるんですけど、例えば町になるかなと思いますけれど、そのときには当然除草とかはしませんと、中に草が生えただけになりますと容量を侵したりしてしまうようなことも考えられます。ただなかなかその今調整池がいくつも工業団地がありまして抱えておりますので、なかなか管理しきれてないという面は今、現実的にはございます。あと活用という形で例えばそこをそのゲートボール場とかにしてですね、近所の人に使っていただくということもあるんですけど、数年に何回かはですね水乗りますので水が乗るとそこに物が溜まってですね、まあそれを取るのも大変だというのがありまして、前は非常に調整池の活用というのをいろいろ検討はしてたんですけど、結局一回乗ってしまうとなかなかその復元をするのにまた労力があるということで、まあ地元の皆さんの理解が得られないということがあります。まあ調整池につきましては今回治水上の観点からどうしても必要になりますので、その活用や管理につきましては今町とですね企業局の方でいろいろ調整をいたしておりますので、もし地元の方が使っていただけるということであれば、使うような方法も含めまして検討しているというのが状況でございます。

(高田委員)

今おっしゃった通りだと思うんですけど、私は活用というのは地域の方の御意見も非常に大事なんですけど、防災池とか貯水池としての本来の機能がね最も大切であって、その次に活用があるっていうふうに私自身は思っています。地域住民の方との御意見というのは必ず大事にしなければいけないですけど、なるべく管理費のかからないようなやり方の中の本来の機能のありかたっていうものが大切なかなっていうふうには思っていますので、村との話し合いがあると思うんですけど、今後ともそういった部分では造成の方には伝えていただければありがたいかなというふうに思います。よろしくお願ひします。終わります。

(丸山会長)

他に何かありませんか。 よろしいでございますか。

それでは一応ご要望も出たので、まあ事実上そういうご要望ははお伝えいただくとの前提で本案について、原案のとおり決定するというところに、御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

それでは、そういうことで決定をさせていただきます。

(丸山会長)

以上で、本日の議案審議は終了致しました。

続きまして、「四 報告」として、「都市計画区域マスタープランの改定」というものがございますので、事務局からご説明をお願いします。

都市計画区域マスタープランの改定説明

(事務局)

それでは、お手元にごございます県央広域都市計画圏、東毛広域都市計画圏、吾妻広域都市計画圏、利根沼田広域都市計画圏、4冊の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(素案)」という冊子についてご配布をさせていただきました。準備の方はよろしいでしょうか。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を通称「都市計画区域マスタープラン」と呼んでございますので、本日は、以後「マスタープラン」ということでご説明を進めさせていただきます。

現在、県ではマスタープランの改定作業を行っておりまして、本日は、この素案について、概要をご説明させていただきます。なお、素案についてご意見等ある場合につきましては、都市計画課までお寄せいただければ幸でございます。

それではまず、マスタープランの役割と効果について御説明をいたします。スクリーンの方を御覧ください。(1)、マスタープランは、都市計画法第6条の2に基づきまして、県が定める法定計画であり、(2)、都市計画区域における都市づくりの基本的な方向性を定めるものとなっております。

(3)、土地利用の状況などを調べる都市計画基礎調査の結果などを踏まえまして、おおむね5年に1度見直しを行っており、前回は平成21年8月に策定をいたしました。

なお、都市計画区域とは、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量などを勘案しまして一体の都市として総合に整備、開発、保全をする必要がある区域を群馬県が指定したもので、現在、県内には、34の都市計画区域がございます。

(4)、マスタープランの見直しにあわせまして、市街化区域と市街化調整区域の範囲を見直します「線引きの見直し」を行いますが、このマスタープランに位置づけがないと、市街化調整区から市街化区域への編入ができないことになっております。

さらに、(5)、市町村マスタープランと県や、市町村が定める道路や、建築物の規制・誘導

を図る用途地域などの個別の都市計画は、このマスタープランに即して定めることとなります。

マスタープランは、20年後の都市の姿を展望した上で、10年後の都市将来像を記載するものでございます。具体的な記載内容は、「都市計画の目標」「区域区分の有無」「主要な都市計画の方針」など、国土交通省の都市計画運用指針において、定められてございます。今回平成22年を基準年としまして、平成32年を目標年次として見直しを行います。

次に、マスタープランの見直しスケジュールについてご説明をいたします。スクリーンを御覧ください。見直しは、区域区分と書かれている線引きの見直しと同時進行で行われます。

マスタープランの素案につきましては、国関係機関との協議、平成26年第2回定例県議会、産経土木常任委員会にて、説明を行ってまいりました。今後は、明日6月25日から7月25日まで実施しますパブリックコメントによる県民意見をふまえて、原案を作成しまして、再度、第3回定例県議会において説明を行ったのち、国土交通省事前協議、改訂案の縦覧を行いまして、来年3月に県の都市計画審議会にお諮りをし、平成27年夏頃の決定告示を予定してございます。

次に、今回のマスタープランの見直し方針ですが、平成24年9月に策定、公表いたしました「ぐんま“まちづくり”ビジョン」を踏まえまして、人口増加時代のまちづくりから転換し、人口減少と高齢化が同時に進行する局面でも、ぐんまらしい持続可能なまちづくりが行えるよう、群馬県として広域的な見地から取り組むべき都市計画の方向性を示すことを念頭に見直しを行います。

次に、まちづくりビジョンにおける基本方針を踏まえて、広域的な見地からどのような都市構造を目指すかを説明をいたします。スクリーンまたは県央広域都市計画区域マスタープランの9ページをご覧ください。

上段に、まちづくりビジョンにおいて、望ましい将来像を実現するための7つの基本方針を記載してございます。この7つの基本方針をふまえて、中段に広域的に「何をどう変えていくべきなのか」ということを3つの視点を掲げました。

まず、一つ目は、「まちのまとまりが広がらないよう、市街地形成の進め方を転換」ということで、「市街地の拡大を抑え、人口が減少する中でも、施設や人口の分布のまとまりが保持されるまちづくり」を進めます。

二つ目は、「公共交通網整備へ移動手段をシフト」ということで、「自動車中心」から「道路ネットワークと公共交通網との連携重視」へと転換をいたします。

最後に三つ目として、「各都市が競い合うのではなく各都市の特徴を活かして、総力戦で地域間競争力を強化」ということを掲げてございます。

そして、下段に「変えていくことでどんな都市をめざすのか」ということで、視点の①により「まちのまとまりが明確で公共交通が成り立つ市街地へ」、視点②により「まち単独で担いきれない機能を周辺のまちと連携して相互に補完できる多様な交通手段を確保」、視点の③「複数の都市が一つの都市として連携する都市群を形成」といった都市構造を目指すものでございます。

次に、この目指す都市構造を実現するための、マスタープランにおける主な見直し内容を御説明します。スクリーンを御覧ください。一つ目は、高速交通網の充実や人口減少局面におけるまちのまとまりを、公共交通など多様な手段で広域的につなぐことが必要であることから、これまで34の都市計画区域毎に策定していたマスタープランを、通勤圏や

経済圏などを考慮して、県央・東毛・吾妻・利根沼田の4つの広域圏単位で策定をいたします。

二つ目は、「部分最適から全体最適を目指します」ということで、例えば、郊外での住宅地開発等は、人口増加の時代におきましては、中心市街地などの既存の“まちのまとまり”への影響が少なかったものの、今後の人口減少や高齢化が進む局面におきましては、中心市街地などの“まちのまとまり”から人口流出によるコミュニティの崩壊、それと既存の商業の維持に対して影響を及ぼすかなど、まちの全体で不都合が生じないかという点につきまして検証する必要があるということの意味してございます。

具体的には、工業地に関しましては「高速道路インターチェンジ周辺や幹線道路沿線等の広域ネットワークへのアクセス環境が整った地区に配置する」、住宅に関しては「郊外部における住宅地の開発は、原則抑制する」、商業地に関しては「郊外での大型商業施設は、原則、抑制するが、まち全体で不都合が生じないよう、広域的な観点から、既存の商業に影響を及ぼさないことが、整理された場合のみ、設定することができる」としております。

次に、素案の中身について簡単ですが、ご説明いたします。県央広域都市計画圏と書かれている冊子をご覧ください。

まず、目次を見ていただきますと冒頭に説明をしましたとおり、1. 都市計画の目標、2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針、3. 主要な都市計画の決定の方針という構成となっております。第2編として各都市計画区域毎の特記事項が記載されてございます。

それでは、各項目のポイントについてご説明をいたします。9ページには先ほどご説明した「まちづくりの転換の考え方とめざすべき都市構造」を記述してございます。そして10ページから13ページで、どのような都市をめざすのか詳しく記載しております。次に16ページ、17ページをご覧ください。ここでは、計画対象区域と目標年次を示してございます。今回の改訂では、目標年次を平成32年としてございます。次に31ページをご覧ください。ここでは、ぐんま“まちづくり”ビジョンにおける「まちのまとまり」のうち、都市基盤が整備済みまたは整備が確実となった地区でかつ人口が集積している場所を「拠点」と位置付け、担うべき役割に応じて「中枢拠点」「都市拠点」「地域拠点」として位置づけ、各拠点同士が「機能を補完しあう」連携軸をつないだ都市構造を示してございます。次に35ページをご覧ください。ここでは、区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分ということですが、）を定めている都市計画区域と定めない都市計画区域を示してございます。現状の県庁のマスタープランとは変更はございません。次に37ページをご覧ください。37ページから土地利用の都市計画の決定の方針を記載してございます。次に42ページをご覧ください。42ページからは道路などの都市施設の方針を記載してございます。次に55ページをご覧ください。55ページからにつきましては、個別の都市計画区域毎の課題や方針を記載してございます。

以上がマスタープランの主要な項目のポイントになります。なお、繰り返しになりますが、素案についてご意見等ある場合につきましては、都市計画課の方までお寄せいただければ幸でございます。

大変ご説明が長くなりましたが、以上で「都市計画区域マスタープランの見直し」のご説明を終わりにいたします。大変にありがとうございました。

(丸山会長)

膨大な内容ではございましたけれど、何か御意見、御質問があればよろしくお願ひします。

(岩井委員)

せっかくでございますので。県土経営の形としては分かるんですけども、それで今、例えば県内で閉じた形で県土経営を基本的には県のマスタープランですをね考えているんですけど、例えば埼玉、長野、新潟、栃木ですよね。ここで打ち出している例えば県内で閉じた形での県土経営の形と、例えば隣接の県ですね。あるいは首都圏をにらんでどういう形でお考えなのかという、そういう事柄については例えばこういうマスタープランの中に文言として例えば入ってくるものなんでしょうか、現状として。

(事務局)

あの他県とのほしゃくとして。

(岩井委員)

超広域的なあるいは中央との関係とかですね。

(事務局)

今回の記実の中には

(中島課長)

今委員からご意見を言われたとおり、当然マスタープランを作るに当たってはですね、他県と周辺との連携というんですか首都圏をにらんでどうするかですが、例えば新潟との提供そういうものも当然考えていかなければならないことになります。例えば13ページ目をお開き願いたいんですけど、県央バージョン、県央広域都市計画圏の13ページ目になります。複数の都市である連携した一つの都市計画圏を形成するという形で、詳しくは書いてないですけども、細かくは書いてないですけども、一つの支点としまして群馬県の場合は、他の県と大きく違うところがあります。一つは、その一つがあるのが例えば栃木ですと宇都宮というもと市がありまして、他に小さい都市があるんですけども、群馬県の場合は、高崎、前橋、伊勢崎ですとか両毛線沿いあるいは沿道にですね比較的他県と比べれば小さな都市が集まっているということになりますので、ここらへんを踏まえてですね、一つの都市で対抗するのではなく、連携してその周辺のバックアップ機能ですとか観光産業ですとかそういうものに立ち向かっていかなければならないというところは記載をしております。ただそれを向けて細かくどうするのかというふうについてはですね、このマスタープランの中では、その記載については細かい記載は現在しておらぬですね、この支点のとこだけ今記載をいっている状況になっております。そこらへんについても、これ記載はしないというのではなくてですね、記載すべきことは当然記載をしようが良いいということのうちの方では考えておりますので、またいろんな意見を頂いた中でですね

この記載については検討していければと思っております。

(岩井委員)

都市計画道路の関係なんですけど、人口減少社会になっているということで、四車線化を二車線化に見直したりとか、そういうことをやっている訳ですけども、昭和の初期から決定をされてそのままになってるところがちょっと見られるような感じもしてるんですが、必要でないところについては制限を無くすようなことも考える必要があるのかなと感じてるんですけど、全体的なその辺の道路の見直しについてやるべきじゃないのかなとするんですけども。

(事務局)

都市計画道路の見直しにつきましても、本書の中にふれてはございません。

42ページのところにございまして、中断下の方にありますが、「なお」というところで都市計画道路につきまして長期にわたって未整備などうすいにつきまして都市計画ガイドライン都市計画道路の見直し編というものがございまして、これに基づきまして将来の地域作りとかそういった観点からですね、見直しが必要なものについては検証して好日的効果的な道路整備をしていくということでここに記実をさせて頂いております。

(中島課長)

付け加えますけれど、都市計画道路の見直しにつきましては今、岩井委員からありましたとおり昭和の初期、さきほどのあの幸橋線は昭和12年に決定された道路ですけども、そういう道路も残っておりまして、都市計画道路の基本的な見直しとしましては長期にわたっての未整備の道につきまして、将来的にその道路が必要かどうかということを検討いたしまして、将来的にも必要でない道路、将来のまちづくりを見て必要でない道路については積極的に見直しを行っていくということで考えております。それですとね、基礎的な今データがないものですから、来年度人の動きを把握するパーソントリック調査を予定しておりまして、そのデータを使ってですね順次見直しをしていきたいということで考えております。

(丸山会長)

他にはありませんでしょうか。

(金井委員)

あの、人口減少ということでコンパクトな都市づくりということで非常にいいかなと思うんですけども、人口減るだけじゃなくてやはり高齢者が非常に増えてくるということで、高齢者の介護ですとか医療ですとか、そういうことも非常に問題になってくるかなと思うんですよ。そういうことを考えてもコンパクトにしていくことで非常に大事で、郊外に住宅を作って、そういうところも含めてその介護というんですかね、在宅での介護ということも今後増えてくと思えますけども、そういうことを使用とすると非常に大変なことになってくる。そういう意味でもそのコンパクトなまちづくりって非常に大事になっ

てくると思いますけども、県の健康福祉部の方なんかでは地域包括支援センターを県の中にですね、中学校区ごとに整備していくとか、そういう話もありますけどそういうところの整合性といいますかね、健康とかあるいは介護とかあるいは医療とかの関連っていいですかね、そういうところからの視点から見てこういう都市づくりがいいんだというな、そういう視点がもしありましたら教えていただきたいと思います。

(事務局)

健康福祉、医療とかそういうことにつきましても、うちの方で24年につくりましたぐんま“まちづくり”ビジョンの中でも触れてございまして、ページでいくと6ページですかね、そのところに、どのような社会を継続していくかの2のところに医療、介護、教育施設が整っている社会ということで記実してございまして。あとあの当然あの医療そういったところで行く場合のその交通手段、まあ交通弱者ということもありますので、今後はですね今まで道路中心とわかったその交通形態を公共機関を使って、例えば中心市街地その周りがある大規模集落を繋いでいって、例えばその機能があしつきするところでそういった方を移動手段として繋がっていくそういったところで結ぶということで考えております。

(中島課長)

補足しますけども、ぐんま“まちづくり”ビジョンを作りまして、そのあとですねアクションプログラムというのを各市町村に作っていただいております。その中でですね特に今の市街地の中ですけども、空き屋とかいろいろ空洞化してきておるんですけども、その今までですけどもどうしても中心市街地の商業という形になってたんですけど、これからは商業でなくてですね福祉、医療、介護そういう物を包括的にやっ行って行かなきゃいけないということで市町村でアクションプログラムというものを作っております、その中で介護高齢課ともですね連携しまして、先生も今言われました地域包括ケアシステムですか、そういうものを導入できないかというのをですね今併せて検討しているところでございまして。それともう一つは、お手元にパンフレットを配って、7月2日の日にですね、一つ医療とまちづくりをコラボレーションという形で、Smart Wellness Cityのまちづくりというのをたまたま筑波大の先生がやっております、新潟県のほうで展開しておりますので参考にこういうような形でも福祉医療とですね、中心市街地のまちづくりというのをですね、考えております。

(丸山会長)

かつては拡大方針でやっていて、できちゃったところもあるでしょうから、そういうのをどうするかっていうのはたぶん、コンパクトで今後はいいんでしょうけどね、そういうのはどっかに書いてあるんだと思いますですけど、そういうことで大事だというふうに思います。

他にないですかね。

これは、もちろんこれからさっきご説明した手続きですと議会の先生方、それからまたなにかあれば委員の先生方も御意見なりは事務局にあげるってことでよろしいですか。

(事務局)

意見がありましたら、事務局の方に要望なり提出いただきまして、それを踏まえてですね3月の都市計画審議会に正式に付議したいと。

(丸山会長)

そうですね。よろしゅうございますかそういうことで、じゃあこの問題はそういうことでお願いします。

それでいいですかね。以上で、本日の審議は終了致しました。傍聴人及び報道関係者におかれましては、事務局の指示に従って、退場してください。

静粛な傍聴に御協力いただきまして、ありがとうございました。

(傍聴人・報道関係者退場)

(丸山会長)

最後に「その他」がございます。事務局から、何かありますでしょうか。

(中島課長)

次回、第一七〇回審議会の開催についてでございますが、例年ですと平成二十六年第三回前期定例県議会後の開催となっております。おおむね十月頃となっております。

具体的には、県議会の日程が決まりましたら、会長に御相談して期日を決定させていただきたいと思っております。

(丸山会長)

そういうことで、よろしゅうございますか。

では、そういうふうにさせていただきます。

それでは、本日は、真剣な御審議をいただきました。どうもありがとうございました。

(閉会：11：00)

(議事録署名人)
